

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長崎市長 鈴木 史朗

市町村名 (市町村コード)	長崎市 (201)
地域名 (地域内農業集落名)	神浦 (大中尾1、大中尾2、大中尾3、道徳、口福、先浜、横町、池島・江川、地向、夏井、扇山、丸尾、原、上大野、下大野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 30 日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・集落内には日本棚田百選にも認定された大中尾棚田があり、隣接集落には道の駅「夕陽が丘そとめ」内に農産物直売所があるため、水稻や直売所向けの野菜が生産されているが、農業従事者の高齢化による後継者不足とそれに伴う耕作放棄地の増加が課題となっている。

・大中尾棚田においては棚田オーナー制度の取組みをはじめとしたグリーンツーリズムや農産加工所におけるかんころづくり体験などの取組みが盛んに行われているが、いずれも従事者の高齢化等により、活動の存続が難しい状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・大中尾棚田において、棚田オーナー制度等により、棚田の生産継続と都市農村交流を促進する。

・神浦川周辺のまとまった水田地帯については、地域内外の農業の担い手に集積する。

・棚田米の品質向上に向けた取り組みや景観作物の栽培などにより、耕作放棄地の発生防止に取り組む。

・規模拡大意向のある担い手への農地の集積・集約化を進めつつ、地域外の認定農業者、認定新規就農者を受け入れることで、地域全体で農地の活用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後も農地として活用する見込みのある農振農用地区域内の農地及び地域の担い手が活用する農業振興地域内の農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、地域の農業を担う者への農地の集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業の更なる周知を図りながら、農業を担う者への貸し付けを進め、将来の経営農地の集約化及び農地の利用集積を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・既存の灌漑施設の適正管理に努めるとともに、市単独の担い手農家支援特別対策事業を活用した小規模な基盤整備(狭地なおしや耕作道整備)の取り組みを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・棚田オーナー制度を継続し、地域内外から産地の担い手となる多様な経営体を募り、関係機関と連携して経営安定に向けた取組を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・大中尾棚田保全組合による、遊休水田の棚田オーナー田としての管理・活用を促す。 ・水稻の防除作業については、JA長崎せいひ等への委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域ぐるみの捕獲隊を中心とした捕獲活動に加え、既存のワイヤーメッシュ柵の維持管理や新たな被害箇所への新設に取り組む。

③水稻のドローン防除の推進を図る。